

資料 1 上位計画と関連計画

1 国・県における住まい・まちづくりの方向

(1) 住生活基本計画（全国計画）

国は、住生活基本法（平成 18 年 6 月施行）を制定し、住生活の安定の確保と向上の促進のための住宅政策の基本的な指針として「住生活基本計画」（平成 18 年度～27 年度）を策定しました。同計画は概ね 5 年間で見直すものとされ、平成 23 年 3 月には、新計画（平成 23 年度～32 年度）が策定されました。（図表 1-1-1）

平成 23 年 3 月の改正においては、ハード面（広さ等）に加えソフト面により住生活の向上を図ることや、老朽マンション対策など住宅ストックの管理・再生、既存住宅の流通市場の整備などが主なポイントになりました。

新たな住生活基本計画においては、次の 4 つの目標が掲げられています。

図表 1-1-1 住生活基本計画（平成 23 年 3 月）における目標と基本的な施策

◆目標 1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

住宅の品質・性能の向上や居住環境の整備。住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の実現

- ①住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備
- ②住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備
- ③低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案
- ④移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

◆目標 2 住宅の適正な管理及び再生

住宅ストックの適正な管理の促進。急増する老朽マンション等の適正な管理と再生

◆目標 3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

国民一人一人が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を図る。

- ①既存住宅が円滑に活用される市場の整備
- ②将来にわたり活用される良質なストックの形成
- ③多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消

◆目標 4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者（高齢者、障害者、子育て世帯等）に対する、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による重層的な住宅セーフティネットの構築

(2) 愛知県住生活基本計画の策定

住生活基本法に基づいた愛知県住生活基本計画として、「あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015」が策定され、平成23年度に改定されました。(図表 1-1-2)

図表 1-1-2 愛知県住生活基本計画（素案）より

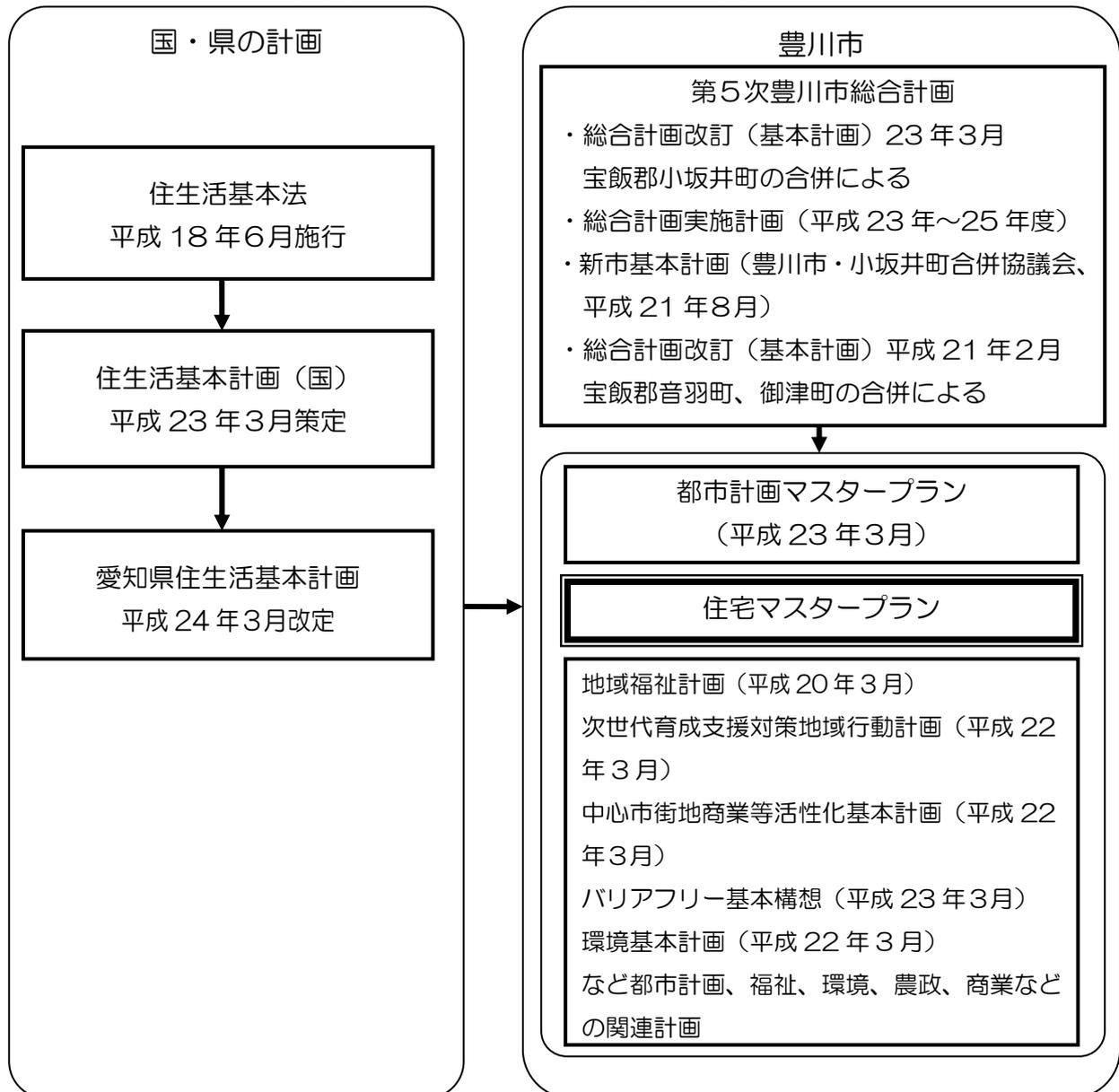
住まい・まちづくりの基本理念	
元気で力強い「愛知づくり」を支える 「安全・安心」で住み続けることができる住まい・まちづくり	
①県民が暮らす住宅とまちの将来像 ・防災、防犯、バリアフリー、地域資源活用、良好な住空間の確保	
②県民が住まいをつくる・求めるとき（住宅市場）の将来像 ・多様な住宅供給、住まいの情報提供、地域に活力をもたらし、環境に配慮した住まいづくり	
③県民一人ひとりの暮らし（居住環境）の将来像 ・全ての県民の安定的な住まいの確保、高齢者、障害者、子育て世代の環境整備と生活支援	
取り組みの視点	
○住まい手重視の住まい・まちづくり ○地域の実情を踏まえた住まい・まちづくり ○他分野との連携による総合的な住まい・まちづくり ○時代の変化に柔軟に対応した住まい・まちづくり	
住まい・まちづくりの目標	
I 住まい 良質な住宅ストックをつくる	目標 1 自然災害に強い住まい・まちづくり 目標 2 環境負荷が小さく長く使える住まい・まちづくり 目標 3 防火・防犯など基本的性能が確保された住まい・まちづくり 目標 4 ニーズに応じた住まいが選択できる環境の整備
II 地域 住みよい地域をつくる	目標 5 地域の活力を支えるまちづくり 目標 6 住まい手と地域が主体的に進めるまちづくり
III 暮らし いつまでも住み続けられる	目標 7 高齢者・障害者等にやさしい住まい・まちづくり 目標 8 公営住宅の的確な供給と活用 目標 9 民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの重層化

豊川市の最も上位の計画は、「第5次豊川市総合計画」（目標年次：平成27年度）であり、将来像を「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」としてまちづくりを進めてきました。

住宅マスタープランに関連する計画としては、都市計画マスタープラン（平成22年度改訂）では、将来都市像として「歴史・文化が息づく 自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ」（平成22年度策定）の実現を目指して、都市構造の方向や地域別構想を策定しています。（図表1-2-1）

このほか、住まい・まちづくりにかかわる豊川市の計画としては、福祉分野では地域福祉計画（平成19年度策定）などや、都市計画・産業振興にかかわる中心市街地商業等活性化基本計画（平成21年度策定）などがあり、住宅マスタープランはこれらの計画と連携を図って策定します。

図表 1-2-1 住宅マスタープランの位置づけ



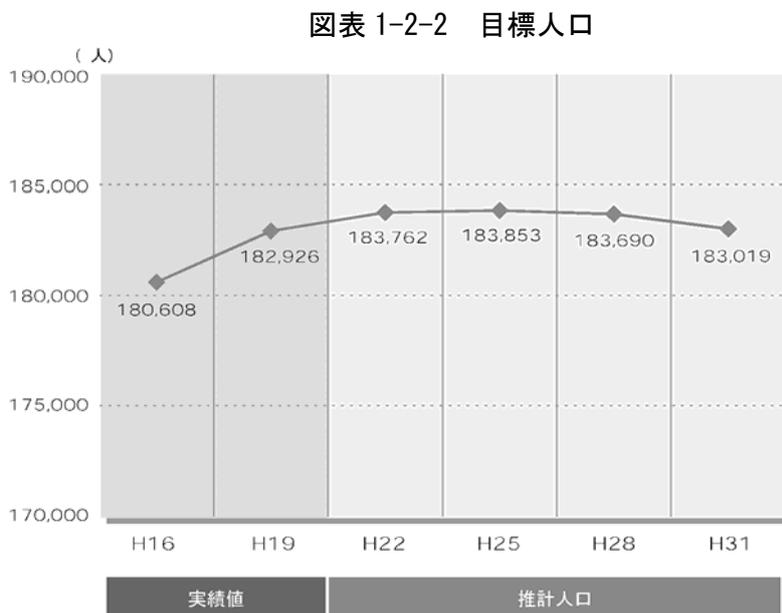
(1) 第5次総合計画

■都市の将来像

「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」

■目標人口（新市基本計画）

○平成31年における目標人口：184,000人（下図、推計人口のピークを保つ）



出典：新市基本計画（平成21年8月、豊川市・小坂井町合併協議会）

(2) 都市計画マスタープラン

■都市づくりの基本理念

- ・豊川市の豊かな歴史・文化的資源や自然環境の保全と活用(豊かな歴史・文化的資源の保全と活用)を図り、生活の安心や快適性の確保や調和(水と緑に映える快適な生活圏の形成)に努めます。
- ・各地域が連携を図ることで、それぞれの魅力を引き出し(生活圏相互の連携)、都市と自然が共存した魅力ある住みよい、持続発展可能な都市づくり(一体的で豊かな都市づくり)を進めます。

■将来都市像

歴史・文化が息づく 自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ

■将来都市構造図

- ・ 集約型の都市構造を目指す。
- ・ 豊川市の都市核(諏訪地区)や新市民病院への公共交通基盤の確保や幹線道路ネットワークの形成により、市民交流の緊密化。
- ・ 各地域の鉄道駅などを中心とした地域生活拠点への都市機能の集積による拠点形成
- ・ 地域拠点間の交流、都市活動の活発化と市民交流を円滑にする都市軸(道路、鉄道)の配置。
- ・ 市民生活に憩いと潤いを与える資源として緑の拠点と主要な河川による環境軸の配置。

図表 1-2-3 都市計画マスタープラン将来都市構造図

